

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

中間答申

令和8年3月25日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月20日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった調査・検討のうち、「費用弁償にかかる旅行諸費の取扱いについて」は、一定の結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の用途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成29年度

- ・ H29. 6. 21 議長から諮問
- ・ H29. 12. 14 中間答申：「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について」「本会議中継における手話通訳等への対応について」「政務活動費の使途のインターネット公開について」
- ・ H30. 3. 22 答申：「常任委員会の開催日程の変更について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○令和元年度

- ・ R 1. 6. 12 議長から諮問
- ・ R 1. 12. 19 中間答申：「タブレット端末の活用について」
- ・ R 2. 3. 17 答申：「議会だよりの充実について」「常任委員会の録画映像のインターネット配信について」「議会中継画面での資料閲覧について」「決算審査の充実について」「常任委員会の分割開催の検証について」「請願者の意見陳述について」
調査・検討結果取りまとめ報告

○令和3年度

- ・ R 3. 6.23 議長から諮問
- ・ R 4. 3.24 答申：「委員会におけるオンライン会議の開催」「会議への電子機器の持ち込みのルールづくり」「予算審議の充実」「一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用」「議会における正しい言葉の使用」「会議録冊子等の発行見直し」
調査・検討結果取りまとめ報告

○令和5年度

- ・ R 5. 6.21 議長から諮問
- ・ R 6. 3.21 答申：「タブレット端末の有効活用」「請願・陳情（要望含む）のオンライン提出」「常任委員会における配付資料のインターネット公開」「県民向けの議会用語の解説」「主権者教育の推進」
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 令和7年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	R 7. 5. 8 (木)	・ 正副委員長互選
2	R 7. 6. 20 (金)	・ 議長から諮問 ・ 運営方針の決定
3	R 7. 10. 8 (水)	・ 費用弁償にかかる旅行諸費の取扱いについて ・ 検討項目（案）について
3	R 7. 12. 17 (水)	・ 費用弁償にかかる旅行諸費の取扱いについて ・ 検討項目の選定方法の決定
4	R 8. 3. 3 (火)	・ 副議長互選 ・ 中間答申案（費用弁償にかかる旅行諸費の取扱い）の検討 ・ 検討項目の決定

答 申

■費用弁償にかかる旅行諸費の取扱いについて

議員の費用弁償は、地方自治法第203条第2項に定められた議長、副議長及び議員が、その職務を行うため要する費用の弁償であり、岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例第4条に基づいて支給されている。

その算定方法については、これまでに2度、当委員会の答申を踏まえて見直しが行われ、現在は、知事の職にある者の例により算定した交通費等に、旅行諸費として一日あたり3,000円が一律に定額加算されている。

一方、知事や県職員の旅費については、令和7年第4回定例会において「岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例」が可決され、令和8年10月1日からは、旅行諸費の廃止や宿泊手当の新設など、これまで運用されてきた旅費制度が大きく見直されることとなったところである。

こうしたことを踏まえ、議員の費用弁償のあり方について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

現在、費用弁償の算定にあたり一律に定額加算している旅行諸費は廃止し、議員の費用弁償の額を、岐阜県職員等旅費条例に定める知事の職にある者の例により算定した額に統一するものとする。

なお、運用開始は、岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例の施行にあわせて、令和8年10月1日からとする。

※イメージ

現 行		見 直 し 後	
日 帰 り	交 通 費 実費（相当額） + 旅 行 諸 費 3,000円/日	日 帰 り	交 通 費 実費（相当額）
一泊二日 〔例 東京都〕	交 通 費 実費（相当額） + 宿 泊 費 14,800円（甲地） + 旅 行 諸 費 6,000円 (3,000円×2日)	一泊二日 〔例 東京都〕	交 通 費 実費（相当額） + 宿 泊 費 上限付き実費：素泊まり (上限額：27,000円) + 宿 泊 手 当 2,400円 ・夕朝食代＝1,600円 ・諸 雑 費＝ 800円